

# 中東・北アフリカ諸国の貿易・投資法制度 ガイドブック

## リビア

2013年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Clyde & Co LLPから提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします

本報告書にかかる問い合わせ先：  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：  
Clyde & Co LLP  
Middle East Regional Office  
PO Box 7001, Rolex Tower  
Sheikh Zayed Road, Dubai,  
United Arab Emirates  
Tel: +971 4 384 4000  
Fax: +971 4 384 400  
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو  
CLYDE & CO

## 目次

<b>1</b>	<b>ビジネス関連法規に関する最近の傾向とトピック</b>	<b>1</b>
	<b>リビア概観</b>	<b>1</b>
1.1	地理	1
1.2	経済	2
1.3	政治情勢寸評	2
1.4	言語	2
1.5	通貨	2
1.6	現在の法的枠組み	2
<b>2</b>	<b>対外貿易と為替政策</b>	<b>3</b>
2.1	世界貿易機構（WTO）ならびにその他の二国間／多国間貿易協定への参加	3
2.2	貿易・為替規制政策	4
2.3	関税制度	7
2.4	為替規制政策	10
2.5	輸出入手続	11
<b>3</b>	<b>外国投資政策</b>	<b>12</b>
3.1	投資許可／促進政策および管轄官庁	12
3.2	海外資本投資に関する規制	14
3.3	海外からの資本投資奨励策	16
3.4	税制	16
3.5	外国人の雇用および在住許可に関する規制／当地人員の雇用	19
3.6	知的財産権保護	20
3.7	外国法人の設立手続および必要書類	22
3.8	財務および会計について	28
3.9	外国法人の閉鎖手続および必要書類	29

# 貿易・海外直接投資ガイドブック リビア

## 1 ビジネス関連法規に関する最近の傾向とトピック

リビアはまだ移行過程にある。長期の紛争の結果、40年間にわたるムアンマル・カダフィ將軍の独裁的支配に終止符が打たれたが、その紛争の影響から回復しつつあるところである。

2012年7月7日、リビア国民は初めての民主選挙に参加し、現在のAli Zeidan首相が率いているリベラルな連立政権を支持した。2012年10月31日には、新内閣が議会で最終的に承認された。

リビアが安定し復興が進むにつれて、海外から同国への新規投資や投資再開への関心が著しく高まるだろう。しかし、現時点では、法律的に認められた業務上の拠点をリビアで確立または継続するための要件について若干の混乱が残っている。

現時点で憲法はなく、政府はリビア国民議会（GNC）が発表した憲法宣言のもとで機能している。政府が正式に発足した今、新憲法策定に焦点が移っている。

リビアがこの移行期を進む過程で、特に海外からの投資に関して新法が導入されたり、現行法規や政府の手法に大幅な変更が生じたりする可能性がある。

本稿では、2012年12月時点の法令について概説する。企業がリビアへの投資のメリットと問題点を理解できるよう初歩的な指針と概観を示すことが本稿の目的である。

特定の産業（業界特有の規制を含む）にかかわる要素は本稿では取上げない。

### エイドリアン・クリード (Adrian Creed)

パートナー

電話：+971 2 4943 501

電子メール：Adrian.Creed@clydeco.ae

### アルブデリー・シャリハ (Albudery Shariha)

パートナー

電話：+218 21 335 1433

電子メール：Albudery.Shariha@clydeco.com

## リビア概観

### 1.1 地理

約180万平方キロメートルの面積を持つリビアは、アフリカで3番目に広大な国である。人口は640万人と比較的少ない。石油の確認埋蔵量は世界第10位で、欧州、アフリカ、中東が交差する戦略的な位置にある。

## 1.2 経済

リビア経済は基本的に石油部門の収入に依存しており、実質的に全輸出収入を石油収入が占める。

## 1.3 政治情勢寸評

リビアはこの 40 年間、グローバルビジネスの世界から孤立し、政治的、経済的発展が滞っていた。石油・ガス部門を除く他部門の多くはいまだに未開発であり、中小企業が発展し活躍する機会はほとんどなかった。

隣接するチュニジアとエジプトで民衆運動によって支配者が倒され、その後 2011 年 10 月 23 日にはカダフィ大佐の失脚をもってリビアも解放された。それでは、新生リビアをどのような未来が待っているのだろうか。

多くのコメンテーターは、カダフィ後に検討されている政治・社会・経済改革は、市民の実際的なニーズと、近代的な国際貿易・ビジネスの要件の両方を満たす新しい法律とアカウンタビリティのシステムを基盤とすべきだという点で意見が一致している。将来的には、国家とその機関や労働力の将来的発展を支えるため、ガバナンスと監視、法の支配、透明性をより重視する必要がある。

新生リビアが大きな問題を抱えていることは確かだが、それは同時に大きな可能性を持っていることを意味する。

## 1.4 言語

リビアの公用語はアラビア語だが、英語は広く使われており、実業界や政界では英語が通じる（英語より狭い範囲だがイタリア語とベルベル語も使われる）。一部の公式通信はアラビア語でなければならない。また、法令はアラビア語のみで発表される。非公式な英語版翻訳は入手できるが、アラビア語の原本が必ず優先される。

## 1.5 通貨

通貨単位はリビア・ディナール（LYD）である。通貨はリビア中央銀行が発行する。リビア中央銀行は金融システムを監督し、貸出を規制する。

## 1.6 現在の法的枠組み

リビアの法律のほとんどはほかの MENA 法域で実施されているものとおおむね同じであり、エジプトの影響をかなり大きく受けている。エジプトではナポレオン法典が施行された関係で、その法令の多くはフランス法またはローマ法の影響を受けている。

2011年の革命前は、法律として施行されていたわけではないが、カダフィ大佐の1975年「緑の書」（カダフィ大佐の政治哲学を記した小冊子）が、立法・司法プロセスとより幅広いリビアの法体系に直接影響を及ぼしていた。

ほかの MENA 法域の多くと同様に、リビア民法典は法源の序列を定めている。最上位はリビアの法令、2番目はイスラム教のシャリア法、次いで慣習、自然法の原則、衡平法となっている。

重要な三つの法令は1954年民法、1953年民事・商事訴訟法および2010年商法である。さらに、経済のさまざまな側面を規制する多数の政令がカダフィ時代に発令された（下記参照）。

## 2 対外貿易と為替政策

### 2.1 世界貿易機構（WTO）ならびにその他の二国間／多国間貿易協定への参加

#### 2.1.1 WTO

リビアは世界貿易機構（WTO）の加盟国ではない。WTO 一般理事会は、2004年7月27日のリビアの加盟申請を審査するための作業部会を設立した。リビアが対外貿易制度に関する覚書をまだ提出していないため、作業部会の会合は開かれていない。

#### 2.1.2 地域貿易協定

- (a) リビアは1962年から石油輸出国機構（OPEC）に加盟している。現在のOPEC加盟国は、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、エクアドル共和国、イランイスラム共和国、イラク、クウェート、リビア、ナイジェリア、カタール、KSA、UAE、ベネズエラボリバル共和国である。
- (b) リビアは、大アラブ自由貿易地域（GAFTA）の創立当初からの加盟国である。GAFTAは1997年に生まれた汎アラブ自由貿易地域で、14カ国（バーレーン、エジプト、イラク、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦）によって設立された。2009年にはアルジェリアが18番目の加盟国としてGAFTAに参加した。アラブ連盟の経済社会理事会（ESC）がGAFTAを監督・運営している。
- (c) リビアは、北アフリカ諸国（チュニジア、アルジェリア、モロッコ、モーリタニア）を結ぶアラブ・マグレブ連合（AMU）の創立メンバーである。AMUは1989年に設立された。その目的は、物品と人の自由な移動を可能にし、税関規則を簡素化し、共通通貨を実現することである。モロッコとチュニジアの政治的緊張によってこれらのメカニズムの実現が遅れた結果、連合は休眠状態になっているのが実情である。

- (d) リビアは、サヘル・サハラ諸国国家共同体（CEN-SAD）の創立メンバーでもある。CEN-SAD の事務局と CEN-SAD 投資・貿易銀行（Bank for Investment and Trade）の本部はいずれもトリポリに置かれている。CEN-SAD は、加盟 23 カ国の経済的統合を専ら目指しているが、ここでもこの目標に向けての大きな進展はない。
- (e) リビアは、東南部アフリカ市場共同体（COMESA）の加盟国である。COMESA は自由貿易協定で、リビアは 2005 年にこれに参加した。この協定の一環として、2012 年末までに対外共通関税を導入する計画があるが、この期限には間に合わず、2014 年に延期される可能性が高い。

### 2.1.3 その他の二国間／多国間貿易協定

2010 年の時点で、米国とリビアの間には貿易と投資に関する二国間協定が結ばれている。

リビアは、英国を含む多数の EU 加盟国のほか、トルコ、エジプト、イタリア、チュニジア、シンガポールなどと経済協力協定を結んでいる。これらの協定の条件は、拘束力のない覚書から、「最恵国」待遇を与える実質的な協定までさまざまである。リビアはまた、英国を含む多数の国と「二重課税」に関する条約を結んでいる。

## 2.2 貿易・為替規制政策

### 2.2.1 貿易・為替規制政策／制度の概要

リビアは貿易政策全般に関して、一方では経済自由化と外資誘致の必要性、他方では国内の産業・製造業やその他の国益保護のバランスをとろうとしている。

以下に実施中の貿易・為替規制政策を示す。

- (a) 2000 年法律第 9 号 フリーゾーン法
- (b) 2004 年法律第 7 号 観光法および実施規則
- (c) 2010 年法律第 9 号 投資促進法
- (d) 2010 年法律第 10 号 関税法
- (e) 2010 年法律第 11 号 金融市場法
- (f) 2010 年法律第 23 号 商業活動法
- (g) 2010 年第 544 号 行政手段の区分と登録の規定の発行に関する旧一般人民委員会が発令した決定
- (h) 2012 年 207 号 会社、支店およびリビアの外国企業の代表事務所への外資の参加に関する政令

## 2.2.2 所轄官庁

### 経済省 (Ministry of Economy)

Al Saraj Area- Tripoli, Libya.

電話: +218214831579.

電話/ファクシミリ: +218214831714.

### 財務省 (Ministry of Finance)

Sekka Road- Tripoli, Libya.

(閣僚委員会の向かい)

電話: +218213614017

## 2.2.3 物品輸入規制

### (a) 政策の概要

リビア政府は、特定の物品の輸入を規制している。輸入業者は、輸入する全物品の詳細な申告書を関税局 (Customs Department) に提出しなければならない。

申告書は、物品が税関に到着したとき、または到着後に提出しなければならないが、関税局は、所定の規則に従って、物品到着前に申告書を関税局に預けることを許可する場合がある。

通関手続を終え、しかるべき税と関税を納付するまで輸入品は引渡されない。輸入品には原産地証明書を付さなければならない。税関事務所 (Customs Office) の事務局長 (General Secretary) が、認められた原産地に関する規則、原産地証明書の条件および規則の適用除外を決定する。

### (b) 輸入規制品目 (免許/許可を要する、割当が課される)

禁止品目および輸出入時に一定の制限が課される品目のリストに関する 2012 年政令第 199 号に従い、一部品目の輸入は、特定の機関/組織に限定される。

品目	輸入できる機関
ワクチン/予防接種、血清、血液製剤、精神病治療薬、国際的なリストに挙げられた麻薬、抗結核薬、免疫不全症候群 (AIDS)、特殊な性格を有し、放射性物質または化学物質を含む可能性のある試薬。	医薬品および医療用品の製造に携わる一般企業/国営企業。
獣医学的ワクチン	獣医学的ワクチンおよび農薬製造会社。
ガソリン、石油、灯油、調理用液化ガス油およびサイズが 11 以上の	NOC およびその子会社。

品目	輸入できる機関
ガスボンベ、ならびにその部品および周辺製品。	
あらゆる種類の花火、狩猟用ライフルおよびその弾薬、発煙弾、ライフル、コンクリート、釘および弾薬、国家的行事のための花火。	セキュリティ用品の輸入に従事する一般／国営会社。

(c) 輸入禁止品目

一部の物品（主に武器、弾薬および一部の化学薬品）の輸入は禁止されるか、または国防省の判断に任されている。リビアでは、リビアからの輸出またはリビアへの輸入が禁じられる禁止品目に関し、2012年法律第199号のもとで新政令が実施されている。この政令に基づき、輸入を禁じられている品目は以下のとおりである。

- (i) 活豚、豚肉、豚の脂肪、豚革およびそのすべての派生品。
- (ii) あらゆる種類のアルコール。
- (iii) 加工された冷凍肉および缶詰肉ならびに食用獣脂。シャリア法の原則に従って屠殺され加工された肉は除く。
- (iv) 臭素酸カリウムを含むパン改良剤
- (v) 自動車のエンジン、タイヤおよび中古車部品。
- (vi) リビアの伝統衣装
- (vii) 屠殺を目的とする家禽

2.2.4 原産地に関する輸入規制

イスラエル産の製品やサービスをリビアに輸入することは禁じられる。リビアは、輸入品が国際ボイコットの全条件を満たすことを確認するため、すべての物品の原産地証明書を要求している。

2.2.5 その他の輸入関連法／協定

輸入に関する制度と規則については、管轄機関である経済省（Ministry of Economy）と財務省（Ministry of Finance）が定める。一般行政用装置およびデバイスには輸入を認められていない。

2.2.6 外国製品輸入に関するその他の要件

通関手続を終え、しかるべき税と関税を納付するまで輸入品は引渡されない。

## 2.2.7 物品輸出規制

### (a) 政策の概要

リビアから輸出される物品は国境に最も近い税関に提出しなければならない。また、関税制度の定めに従い、輸出される全物品の詳細な申告書を提出しなければならない。

### (b) 輸出規制品目

リビアへの輸入に関するすべての規則がリビアからの輸出にも同様に適用される。

### (c) 輸出禁止品目

一部の物品（主に武器、弾薬および数種の化学薬品または関連製品）の輸入。

## 2.2.8 原産国に関する輸入規制

イスラエルへの物品またはサービスの輸出は一切禁じられている。

## 2.2.9 その他の輸出関連法／協定

輸出に関する制度、規則、条件は管轄機関である経済省（Ministry of Economy）と財務省（Ministry of Finance）が定める。一般行政用装置およびデバイスは輸出を認められていない。

## 2.2.10 その他の海外向け輸出品に関する要件

リビア領内から輸出される物品に関税その他の税は課税されない。通関手続を終え、しかるべき税と関税を納付するまで一切の物品は引渡されない。

## 2.3 関税制度

### 2.3.1 所轄官庁

所轄官庁はリビア関税局（Libyan Customs Authority）である。

General Administration Office: +218 21 4444195/196/197/198/199

General Manager: +218 21 3334804

Tripoli Customs Office: +218 21 7053361

Zawara Customs Office: +218 252221610

Sabha Customs Office: +218 716 33256

Benghazi Customs Office: +218 61 9094482

電子メールアドレス: [icinfo@customs.ly](mailto:icinfo@customs.ly)

### 2.3.2 関税率照会先

管轄官庁はリビア関税局 (Libyan Customs Authority) (連絡先の詳細は上記に記載) である。

### 2.3.3 関税制度の概要

輸入消費者製品に税および関税を課すことによって、社会における個人への供給と個人による直接消費をコントロールするために関税が課されている。

これまでは財政、経済および社会の各分野の目標に従い、関税全般にかかわる政策を策定する長官 (Secretary) の要請に応じ、一般人民委員会が発令した決定に基づいて、関税委員会 (Customs Tariff Board) が関税を決定していた。2010 年政令第 48 号に基づき、2011 年に複数の品目について複数の関税率が導入されたため、関税委員会は無関係となった。

### 2.3.4 免税対象の品目／カテゴリー

物品は原産地によって以下の 2 種類に分けられるので注意すること。第 1 はアラビア産の製品、第 2 はアラビア以外の製品である。物品が 40%以上アラビア産であれば免税が適用される。定義は、アラビア産物品の所得税および関税免除に関する 1989 年法律第 12 号に定められている。

輸入品の関税の指定および特定規則の策定に関する 2011 年政令第 48 号にも免税に関する規定がみられる。第 3 条には、以下の物品が免税品として列挙されている。

- (a) 医薬品、ワクチンおよび医療用品
- (b) 原料および製造用貯蔵品
- (c) 原料および飼料生産必需品
- (d) 卵
- (e) 学校用品
- (f) ペットとして飼育される家禽
- (g) 医薬品、動物用ワクチンおよび肥料 (尿素を除く) を含む、農業生産および動物生産の全必需品
- (h) 基本食品 (小麦、小麦粉、コメ、食用植物油、冷凍・冷蔵肉、活羊、魚、バター、チーズ、砂糖、紅茶、濃縮・乾燥ミルクおよびイースト)

### 2.3.5 分類

世界関税機構の加盟国であり、商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約の締約国であるリビアの関税制度の分類は統一品目番号（HS コード）に基づいている。2012年の最新分類表は以下のリンクで見ることができる。

[http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/instrument-and-tools/hs\\_nomenclature\\_2012/hs\\_nomenclature\\_table\\_2012.aspx](http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/instrument-and-tools/hs_nomenclature_2012/hs_nomenclature_table_2012.aspx)

### 2.3.6 関税の種別

品目	関税率
物品および製品	5%
自動車、トラックおよび各種トレーラー	10%
バイク	30%
香料および化粧品	15%
紙巻たばこ	25%

### 2.3.7 課税基準（FOB、CIF など）

リビアでは FOB および CIF による国際運送契約がともに認められている。どちらに依拠するかは 商業ベースの判断によると思われる。ただし、どちらもリビアの商法では「無名契約」に分類される。リビアでは国際運送契約に特別な規制は課されていない。両方の国際運送契約を頻繁に採用する機関は National Oil Corporation と Maritime Authority である。

### 2.3.8 日本からの輸入に適用される関税制度

関税率体系は日本を含め、すべての国について同一である。

### 2.3.9 特恵関税制度

1992 年法律第 20 号に基づき、アラブ産の全物品は、1971 年法律第 64 号に定められた輸入規制の適用を免除される。ただし、当該物品に 40%の付加価値が加えられていること、輸入先が輸出入活動を営むための有効な免許を保有していることを条件とする。

### 2.3.10 関連法規

現行関税法（2010 年法律第 10 号）は、2010 年 1 月 12 日に一般人民委員会によって公布された。この法律は、関税実施の時点で各国の定める課税価格に従って

物品の関税を納付しなければならないと定めている。課税品にかかる税額は、外装および梱包に記載された重量または数量またはサイズおよびそれらの計算をもとに事務局が下した決定によって定められる。その他の関連法規については第 12 項および 20 項を参照されたい。

#### 2.3.11 輸入品に課される関税以外の税／関税

なし。

### 2.4 為替規制政策

#### 2.4.1 所轄官庁

リビアにおいてはリビア中央銀行が通貨政策を司る単独の機関であり、独立法人の地位を与えられている。

リビア中央銀行は 1956 年 4 月 1 日に、リビア通貨委員会 (Libyan Currency Committee) に代わるかたちで活動を開始した。リビア通貨委員会は、弱体なりビア経済を健全に発展させるため、1951 年に国連およびその他の施政権者によって設立された機関である。リビア通貨委員会の主眼は、全 4 州の統一通貨創設にあたってリビアを補佐することであった。統一通貨は実現し、現在はすべての銀行がリビア中央銀行を通じて、金融に関する 2005 年法律第 1 号によって規制されている。

#### リビア中央銀行 (Central Bank of Libya)

Tripoli, Libya  
P.O. Box 1103  
電話: +218 21 3333591 - 99  
+218 21 4441481 - 84  
ファクシミリ: +218 21 4441488 / 4902148  
電子メール: [WebSite.Dept@cbl.gov.ly](mailto:WebSite.Dept@cbl.gov.ly)

リビア中央銀行の本部はトリポリに置かれているが、リビア中央銀行には三つの支店 (Benghazi, Sebha, Sirte) が設けられている。これはリビアの市中銀行の支店や公共機関がサービスを利用しやすくするためである。

#### 2.4.2 為替レート規制システム

リビア中央銀行ではリビア・ディナールの為替レートを決定している。

リビア中央銀行の権限を分離し、勝手な規制を防ぐ計画が数度にわたって試みられた。特にこれはリビアも参加するバーゼル I 協定に違反している。リビア中央銀行は、リビアの通貨に規制を課すことのできる権限を単独で与えられている。

#### 2.4.3 商品貿易取引に関する規制

有形財のような商品の貿易取引は保護の観点からリビア国籍者に限定される。よって、商品貿易取引に免許／許可は無関係である。

#### 2.4.4 貿易外取引に関する規制

貿易外取引（無形物（サービス）の取引）も同様にリビア国籍者に限定される。よって免許／許可は無関係である。

#### 2.4.5 資本取引に関する規制

2012年政令第207号は、例外的事例において、かつ経済相の同意を条件として、ジョイントストックカンパニーにおける持株比率を60%に上げる特権を投資家に与えている。

2010年法律第9号投資法は、外国人投資家が100%の所有権を持つことを認めることによって、投資家にさらなる投資ファシリティを与えている。農業、工業、通信サービス、石油化学、発電サービス、不動産、インフラおよび観光プロジェクトに従事する企業に対して直接投資を行うことができる。また、この法律は、条件を満たす企業に対して税率と通関手数料の引下げを図っている。この法律に基づき、輸入機械、工具およびその他の資本設備はすべての関税とその他の税を免除される。プロジェクト操業に必要なすべての設備、スペアパーツまたは基本資材は5年間免税となっている。該当するプロジェクトは、着工日から5年間の活動について所得税を免除される。適用期間はさらに3年間延長される場合がある。免税期間中の年に負った損失は、翌年以降に繰越することができる。輸出される物品は消費税、ならびに輸出品に課される手数料および税を免除される。取引書類の印紙税は免除される。最後に、プロジェクトの利益は、再投資する限り同様の免税措置を受けられる。不動産に関しては、外国人投資家は土地を所有できないが、代わりに特定に有利な長期土地賃借権が認められている。

### 2.5 輸出入手続

#### 2.5.1 輸入／輸出免許の申請

輸入または輸出免許を取得するために行わなければならない手続の概要を以下に示す。

- (a) 輸出業者登録簿（Exporters Register）に登録するための申請書を記入しなければならない。
- (b) 貿易業を営むための免許を取得しなければならない。
- (c) 商業登記所（Commercial Register）の登記簿を入手しなければならない。
- (d) 商工会議所（Chamber of Commerce）の登録証明書（Registration Certificate）を入手しなければならない。
- (e) 登録手数料の領収証書

### 2.5.2 強制的申告

目的、物品または品目を問わず、リビアへの輸入またはリビアからの輸出を計画する自然人または法人は、国境に最も近い税関で物品を申告する義務を負う。また、通関制度によって定められた規則に従い、すべての輸入品または輸出品に関する詳細な申告書を提出しなければならない。

### 2.5.3 申告の検証

税関官吏が申告書を検証する。

### 2.5.4 関税の決定および納付

関税局（Customs Department）に所定の関税を納付すると領収証書が発行される。

### 2.5.5 通関に関する規定

会社または個人は、施行中の法律および規則に従って、物品を輸入または輸出することができる。

### 2.5.6 通関手続

輸入書類	輸出書類
輸出業者登録簿登録のための申請書	輸出業者登録簿登録のための申請書
貿易業を営むための免許	貿易業を営むための免許
商業登記所（Commercial Register）の登記簿	商業登記所（Commercial Register）の登記簿
商工会議所（Chamber of Commerce）の登録証明書（Registration Certificate）	商工会議所（Chamber of Commerce）の登録証明書（Registration Certificate）
登録料納付領収書	登録料納付領収書

## 3 外国投資政策

### 3.1 投資許可／促進政策および管轄官庁

#### 3.1.1 外国投資政策／制度の概要

リビア国内で事業を営むことを希望する外国企業は、まず現地法人を設立し、登記しなければならない。実際のところ、リビアの企業が、リビアでまだ登記されていない外国企業やこれから登記しようという外国企業と契約を結ぶケースはごく稀である。未登記の外国企業と契約を結ぶという例外的なケースで、未登記の企業が後日請求書などの支払いを拒んでも救済手段はない。よって、リビアの企業が責任を負うことになる。

前述した重要な法規に加え、以下を含めて、経済のさまざまな側面を規制する多数の法律や政令がカダフィ時代から存在する。

- (a) 貿易会社および商事会社に関する 1970 年法律第 65 号
- (b) 海外資本投資の促進に関する 1997 年法律第 5 号（2003 年法律第 7 号により改正）
- (c) 通過貨物の規制およびフリーゾーンに関する 2000 年法律第 9 号
- (d) 商工会議所に関する 2004 年法律第 4 号
- (e) 商取引代理業務の組織に関する 2004 年法律第 6 号
- (f) リビアにおける外国企業の代表事務所開設を許可する 2006 年政令第 89 号
- (g) 商業活動に関する 2010 年法律第 23 号
- (h) ミスラータ（Misrata）フリーゾーンでの会社設立と支店開設に関する条例および政令

過去においては、これらの政令が矛盾していた、あるいは曖昧であったために、外国人投資家も現地リビアの実業家も、リビアの法制度のもとで事業を営むことが困難であった。カダフィ時代を過去のものとするための試みとして、リビアはより安定した環境を提供し、海外からの投資を呼び込もうと努力している。海外投資誘致策の柱となっているのが法制改革である。その手続は始まっているが、完了までにはかなりの時間がかかる可能性が高いと思われる。

2012 年には、革命後、リビアにおいて海外企業の事業がどのように行われていたかの検証が行われた。新リビア経済省は、革命後の政令（2012 年第 103 号）に代わり、企業への外国企業の資本参加、ならびにリビアにおける外国企業の支店および代表事務所の開設に関する 2012 年政令第 207 号（政令第 207 号）を裁可したものの、政令第 207 号は外国人投資家の間で賛否両論で、まだ広く普及はしていない。

### 3.1.2 所轄官庁

所轄官庁は経済省（Ministry of Economy）と財務省（Ministry of Finance）である。

## 3.2 海外資本投資に関する規制

### 3.2.1 規制／禁止される事業カテゴリー

#### (a) 商業代理

リビアにおいて「商業代理」には、以下の法令が適用される。

- (i) リビア民法（第 89～163 条）。
- (ii) 商業代理法（2004 年第 6 号）。
- (iii) 商業活動に関する 2010 年法律第 23 号。

商業代理に正確にはどの法令が適用されるかについては、若干の混乱が生じている。商業代理は当初、2004 年法律第 6 号によって認められていたが、同法はその後 2010 年法律 23 号に差替えられた。ところが、法律第 23 号第 14 章において言及された実施規則（Executive Regulation）がいまだに承認されていない。従って、実施規則が承認されるまで、リビア国内の商業代理は実務上、経済省が 2008 年に発令した政令第 315 号の適用を受ける。

政令第 315 号によれば、リスト上の品目の輸入と流通は 1 または 2 以上の現地販売店または販売代理店を通じて行わなければならない。特筆すべきは、政令第 315 号において初めて「販売」「販売店」という用語が使われたことである。商業代理法では商業代理と代理店への言及しかなかった。

書面で代理店／販売店契約を結んで経済省の承認を受け、リビアの代理店／販売店を指名しなければならない。商業代理／販売店契約の当事者は当事者同士の条件に関して合意することができるが、経済省は以下のとおりいくつかの制限を課している。

- (i) 商業代理／販売店契約に独占条項を盛り込んで서는ならない。
- (ii) 親会社の代理店になる予定の現地責任者は、リビア企業ではなく親会社の者でなければならない。

法律第 23 号第 375 条に基づき、リビア国籍の自然人、またはリビア人が 100% 所有する企業のみが商業代理を務めることができる。この法律はさらに、商業代理を通じて現地で販売できる物品・サービスのリストを示している。

- (b) 外資とリビア資本の合弁会社は、以下の分野で事業を営むことが禁じられている。
  - (i) 小売および卸売
  - (ii) 輸入

- (iii) サービスの提供
- (iv) あらゆる種類の商業代理
- (v) 陸上輸送サービス
- (vi) 輸入・輸出されたすべての商品および物品の検査
- (vii) 空港における貨物の取扱い、積込み、積下ろし作業
- (viii) 経理、監査、財務顧問、法律顧問、経済顧問
- (ix) 加工工場
- (x) 労働省が定める条件に準拠した、一般従業員または熟練従業員の、または中級のまたは大卒者の労働力供給
- (xi) 3 千万リビア・ディナール未満の契約に係る請負工事、および土木工事（建物および構造物を含む）
- (xii) 準拠法に従い、リビア人のみに独占的に開かれたその他の分野。

(c) LLC

外国資本を含む LLC は、以下の分野でしか活動できない。

- (i) 電子システムの設計・導入および保守、ならびにソフトウェア開発
- (ii) 通信機器、視聴覚セットおよび器具の製造および保守
- (iii) 医療研究所の設立および運営
- (iv) スペアパーツの製造
- (v) 医療機器および医療用品の製造
- (vi) 食品産業、野菜・果物の保蔵
- (vii) 木材産業、建具および家具
- (viii) 建築資材および塗料の製造
- (ix) 清掃用品および殺虫剤の製造
- (x) 衣料品および履物産業
- (xi) パイプラインの製造
- (xii) 機械・電気産業に材料を供給する産業
- (xiii) 開発に必要であり、経済省が関係官庁と調整の上で承認するその他の活動

3.2.2 外国人による資本／株式資本所有に関する規制

### ジョイント・ベンチャー・カンパニー（合弁会社）

合弁会社（shirka mushtarika）は、外国企業の資本を最大 49%まで受入れて設立することができる。特別な状況下では、経済省の承認があれば外国法人の持株比率を最大 60%に引上げることができるが、49%から 60%への増枠がどのような方法で、またどのような根拠で認められるのかは不明である。

合弁会社はジョイント・ストック・カンパニー（JSC：株式会社）またはリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC：有限責任会社）として登記できる。二つの会社構造の大きな違いは、JSC の初期資本金要件がはるかに大きいことである。

#### 3.2.3 外国人による土地所有に関する規制

外国人投資家が土地を所有することは認められていないが、一定の有利な長期土地賃借権は認められている。

### 3.3 海外からの資本投資奨励策

奨励策を利用できる投資奨励対象の地域

#### フリーゾーン

リビアでは、1999 年法律第 20 号によってフリーゾーン概念が初めて導入された。この法律によれば、フリーゾーンとは「法律によって定められ、関税、租税および通貨規制の適用を受けず、工業・商業用物品およびサービスの交換に供される場所」である。

特に、フリーゾーン内で承認された投資は 5 年間にわたって課税を免除される（さらに 3 年間延長可能）。

現在のところ、実際に設立されたこの種のフリーゾーンは 1 カ所にとどまっている。2006 年法律第 32 号に基づき、トリポリ（Tripoli）の東方 210 キロメートルの地点に設立されたミスラータ（Misrata）である。ミスラータ（Misrata）フリーゾーンでは、支店または会社を 10 万米ドルの手数料で設立できる。さらに、2006 年法律第 215 号は、トリポリの西方 120 キロメートルにおけるズワラ（Zawara）フリーゾーン設立を規定しているが、ズワラ（Zawara）での活動はまだ初期の段階である。

### 3.4 税制

リビアの税制を規制する関連法規は、2004 年法律第 11 号所得税法に代わって施行された 2010 年法律第 7 号税法である。

2010 年法律第 7 号に基づくリビアの主要な税は給与・賃金税（Salaries and Wages Tax）、法人税（Corporate Income Tax）、ジハード（Jihad）税である。

### 3.4.1 法人税

この種の税は、リビア商法の規定が適用される内国企業および外国企業の関係会社を対象として、リビアおよび海外で生じた所得に課され、活動の種類や目的は問わない。リビアで活動する企業は、登記の有無を問わず、リビア国内で生じた所得についてリビアに税を納めなければならない。法人税は法人の利益に対して20%の定率で課税され、会社が損失を計上した場合は課税されない。

2010年法律第9号の適用範囲内で実施されるプロジェクトは、設立日から5年間にわたって所得税を免除される。適用期間はさらに3年間延長される場合がある。免税期間中の年に被った損失は、翌年以降に繰越することができる。

### 3.4.2 その他の税

#### (a) 給与・所得税（個人所得税）

所得の発生源に応じ、累進課税で個人所得税が課される。

所得	税率
12,000 リビア・ディナール 以下	5%
12,001 リビア・ディナール 以上	10%
専門所得	15～30%

リビアの税法では、個人に以下の所得税控除が与えられる。

年間控除額	区分
1,800 リビア・ディナール	単身者
2,400 リビア・ディナール	既婚者
さらに 300 リビア・ディナールを 加算	扶養される子ども 1人につき

リビア国内で遂行される業務に関し、海外から給与を支給される個人は、雇用を含むリビアにおける活動の結果として生じた所得、すなわちすべての給与・賃金・賞与および手当についてリビアで所得税を納付しなければならない。ただし、二重課税に関する条約（下記 3.4.3 項参照）に基づき、本人が所得税（またはその一部）を免除されている場合は除く。

海外の雇用主のために就労し、6 カ月未満の出向契約でリビアに在住する者は所得税を免除される。

実際は、リビア居住期間が6 カ月を超える外国人従業員は、リビア居住が継続的でない場合もリビアの所得税を課される。また、その個人がリビアに滞

在している期間が 6 カ月未満でも、その人物の主な関心がリビアにある場合は居住が確立される。

所得税は課税細則 (Tax Executive Regulation) に従って査定される。損益計算書を毎月提出しなければならない。また、控除した税を翌月までに税務署に納付しなければならない。税務署は毎月の明細書と会社の年度末損益計算書の突き合わせを行う。

(b) ジハード (国防) 税

旧体制下では、法人の課税所得の 4%、個人の課税所得の 3%にあたるこの種の税が課されていた。ジハード (Jihad) 税は新政府のもとで廃止される可能性があるが、現段階では断言できない。

(c) 配当税

リビアは配当金に源泉徴収税を課していない。

(d) 給与税と社会保険

被雇用者の個人所得税を被雇用者に適用される税率で源泉徴収し、納付することは雇用主の義務である。

社会保険料は、以下のとおり雇用主と被雇用者の両方が納付しなければならない。

詳細	税率
被雇用者の負担分	税込給与の 3.75%
雇用主の負担分	税込給与の 11.25%
社会保険料合計	税込給与の 15%

雇用主は、被雇用者と雇用主の社会保険料の総額を年金庁 (Pension Department) に直接納付しなければならない。

上記に加え、被雇用者の税込給与の 1%を社会連帯基金庁 (Social Solidarity Fund Department) に納付しなければならない。

(e) 印紙税

印紙税はさまざまな税率で課税される。一般には書類作成時に 1~1.5%を納付する。リビアの印紙税に関する 2012 年法律第 8 号は、リビアにおいて結ばれるすべての契約に歳入税 (Revenue Duty) または印紙税 (Stamp Duty) とも呼ばれる登録税を課税すると定めている。この税は契約総額の 1%で、契約書の発効日で一般に署名日から 60 日以内に税務署に納付する。契約の一部を下請けに発注する場合は、さらに契約登録時に 0.1%の税金費用を納付する。

この納税義務を果たすことは請負業者の責任であり、会社側の責任ではない。ただし、請負業者が納付すべき印紙税を納めなかった場合は、会社が納付義務を負う場合がある。

リビア国内で不動産または新車もしくは中古車を購入した場合、買主は 2%の印紙税を納付する。

税務当局へのすべての納付には 0.5%の税が課される。

納付が遅延した場合は、印紙税未納付総額の 50%を上限として、納付すべき印紙税の総額の 2%に当たる罰金（毎月計算）が科される。

(f) 地方税

リビアに地方税はない。

(g) キャピタルゲイン税

キャピタルゲインは所得として取扱われ、課税される。

(h) 付加価値税

リビアに付加価値税はない。

### 3.4.3 二国間課税協定

リビアは以下の諸国と二重課税に関する条約を結んでいる。<sup>1</sup>

相手国	条約の種類	締結日
アルジェリア	所得および資本	1988
ベラルーシ	所得	2008
インド	所得および資本	1981
イタリア	所得	2009
マルタ	所得および資本	2008
モロッコ	所得および資本	1984
パキスタン	所得および資本	1975
セルビア	所得	2009
シンガポール	所得	2009
スロバキア	所得	2009
ウクライナ	所得	2008
英国	所得	2008

このほか、リビアは旧政権が撤廃した二重課税条約の復活に関して、UAE をはじめとする GCC 諸国との協議を現在進めていると報じられている。

### 3.5 外国人の雇用および在住許可に関する規制／当地人員の雇用

リビアにおいて労使関係を規制する主な法令は 2010 年法律第 12 号（労働法）である。この法律はリビア国内の全労働者に適用される。また、公務員には公務に就く労働者を取扱う別の法律が適用されるが、明示的に述べられているとおり、労働法は公務員にも適用される。

<sup>1</sup> 出所: 国際連合貿易開発会議（2011 年 6 月現在）

### 3.5.1 外国人労働者（経営陣を含む）の雇用に関する規制

#### (a) ビザ

会社と支店の管理職がリビアに入国するためには就労ビザを取得しなければならない。親会社の従業員がリビアで業務を執り行うためには滞在商用ビザ（visit business visa）を申請する必要がある。ただし、特定の状況下では、支店が移民局に申請し、外国人専門家がリビア国内で業務を行うためのビザを取得することができる。

#### (b) 労働許可

リビアで 10 人以上の従業員を就労させる外国企業は労働許可を取得しなければならない。労働許可は労働省で取得できる。

### 3.5.2 在住許可

労働者がリビアで居住ビザを別途取得する必要はない。

### 3.5.3 現地人雇用義務

企業は、法規によって定められた割当に従い、リビア国籍の従業員を雇用しなければならない。現在は従業員の 75%をリビア国籍者にする必要がある（労働に関する 2010 年法律第 12 号第 51 条）。

## 3.6 知的財産権保護

### 3.6.1 関連する法令

商標に関する 1956 年法律第 40 号（1962 年 2 月 26 日の法律第 3 号により改正）

特許ならびに意匠および雛型に関する 1959 年法律第 8 号

著作権保護に関する 1968 年法律第 9 号

著作権保護に関する 1984 年法律第 7 号

商業活動に関する 2010 年法律第 23 号

2004 年政令第 26 号

2004 年政令第 53 号

2006 年政令第 16 号

2009 年政令第 316 号

### 3.6.2 上記の法律の概要

## 商標

承認済みの登録商標は官報で公表される。商標登録は出願日から 10 年間有効である。また、その後は申請によりさらに 10 年間延長できる。5 年間連続で使用されなかったこと、または裁判所の決定によって取消されたことが立証された場合、当該商標は登録簿から削除される場合がある。第三者に対抗するために、譲渡についても官報とリビア商標局に登録する必要がある。

リビア商標局 (Libyan Trademark Office) は、2002 年に新商標登録システムを実施した。それに伴い、同局は 2002 年以前に登録されたすべての商標を無効とし、新システムのもとでの新規出願と再登録を義務付けた。

商標登録の要件は、商業活動に関する 2010 年法律第 23 号に定められている。この法律によって商標保護の範囲は拡大され、音声商標、色彩商標、団体商標および証明商標が含まれるようになった。また、一般によく知られた有名商標の保護に関する規定も追加された。これらは登録なしでも保護される場合がある。リビアでは、登録商標の侵害または無許可の使用は、現行商標法の規定に基づいて罰せられる。

リビアは知的財産保護に関する 1883 年パリ条約の締約国であり、独自の分類とともにニース協定に基づく標章の登録のための商品およびサービスの国際分類を採用している。ただし、アルコール飲料と豚肉に係る商標の保護は申請できない。

## 特許、意匠および工業的雛型

その使用が倫理に反し、公共の秩序を乱す恐れのある発明、または食品、薬物および医薬品にかかわる化学的発明に特許は与えられない（製法のみの特許が与えられる）。特許法は、当該発明がリビアにおいて出版物または使用を通じて既知のものになる前に特許を出願しなければならないと定めている。

特許は 15 年間有効で、当該発明が固有の重要性を有する場合はさらに 5 年間延長できる。当該発明がリビアまたは出願が最初になされた国において 3 年以内に実用化されない場合、特許は取消される。特許は譲渡できる。また、譲渡は書面によって行わなければならない。第三者に対抗するためには譲渡についても官報に登録し、特許局に登録する必要がある。

意匠と工業的雛型は 5 年間登録できる。また 5 年ずつ 2 回にわたって更新可能である。意匠または工業的雛型の登録、譲渡および登録取消しは官報で公表される。現在、工業的雛型の強制的許諾に関する規定は設けられていない。

## 著作権

著作権を登録する作品は、リビアでの出版から 1 カ月以内に文化省 (Ministry of Culture) 著作権保護局 (Copyright Protection Office) に提出されなければならない。著作権法は、創作または表現の方法の背後にある意図を含め、それらの価値を問わず、芸術、文学および科学の分野の知的作品の保護を特に規定している。書籍、文書、スピーチ、口述作品、劇、戯曲、作曲、映画、音声作品など、文章、音声、絵画、写真、動画で表現された作品は、これに含まれる。また、コンピュータ・ソフトウェアや原作の翻訳なども含まれる。著作権は作者の生存中と死後

50 年間にわたって付与される。著作権保持者が作品を公表しない場合、文化省は裁判所命令を取得することにより、強制的公表を実行する権利を有する。著作権保持者が権利を侵害された場合、当人は第三者に対して異議を申立てる無疵の権利を有する。

### 3.7 外国法人の設立手続および必要書類

リビア国内で事業を営むことを希望する外国企業は、まず現地法人を設立し、登記しなければならない。

#### (a) ジョイントベンチャー・カンパニー（合弁会社）

ジョイント・ストック・カンパニー（JSC：株式会社）を設立する場合、最低 100 万リビア・ディナールの株式資本がなければならない。また、株式資本の少なくとも 30%を設立時に、残額を設立から 5 年以内に払込まなければならない。さらに、外国人パートナーの株式持分は設立時に全額払込まなければならない。

合弁会社をリミテッド・ライアビリティー・カンパニー（LLC：有限責任会社）として登記する場合、株式資本は最低 5 万リビア・ディナールである。

JSC または LLC に投資した資金は何時でも引出せる。

JSC は、例えばエネルギー、インフラ、通信、農業、工業など多様な活動を営むことを認められているがいくつかの例外があり、特定の活動についてはリビア国籍者のみが行うことを認められている。

#### (i) 現地調達率要件

政令第 207 号に基づき、外国人パートナーは以下の要件を満たさなければならない。

- (A) 知識と技術を現地人に移転する。
- (B) 法令が定める割合（現在は従業員の 75%）に従って、リビア国籍の従業員を雇用する。
- (C) トレーニングを実施し、外国人が占めていた職業にリビア国籍の従業員が就けるよう資格を与えるための年間計画を作成する。
- (D) 外国人従業員をリビア国籍の従業員に切り替えるための年間計画を作成する。
- (E) 国内市場で入手できる設備、プラント、原料および生産必需品を使用する。

JSC の登記手続は、以下のとおりである。

(ii) 社名の選定と承認

申請者の第1段階は社名の承認を受けることである。

2001年法律第24号に基づき、会社もしくは事業、店舗または機関にアラビア語以外の名称を使用してはならない。ただし、2007年政令第3号第2条を運用することで、観光業界の会社はこの法律の適用を免除される。外国人投資家は、アラビア語センター (Arabic Language Centre) に申請し、外国語の社名を使用するための許可を取得することができる。実際には革命後、営利団体・企業がアラビア語以外の名称を使用するケースが非常に多くなっている。

(iii) 登記書類

自然人または法人が、JSC を設立するために外国人投資家が作成しなければならない法律文書は多数ある。

外国人投資家が「法人」の場合は、以下の書類を提出しなければならない。

- (A) 外国企業および現地企業の基本定款と通常定款
- (B) JSC への出資を認め、出資金額を記載した、外国企業と現地企業の取締役会決議書
- (C) 監督機関（商業登記所または商工会議所）が発行する外国企業および現地企業の最新の商業登記
- (D) 外国人投資家の株式の移転を証する、リビア国内で営業する銀行の証明書
- (E) 株式の現物であるか、あるいはリビア国籍のパートナーもしくは外国人パートナーが拠出したかを問わず、株式が提出されたことを証明する書類

(A) 項、(B) 項および (C) 項の書類は、外国法人の本社所在国の監督機関、および当該国のリビア大使館またはこれに類するリビア政府の代表事務所の認証を受け、リビア国内で認定されている法務翻訳者がアラビア語に翻訳しなければならない。

外国人投資家が「自然人」の場合は、以下の書類を提出しなければならない。

- (A) 投資家の有効なパスポート
- (B) リビアの身分法 (Personal Status Law) に基づき、投資家がリビアで商業活動を行う法定年齢に達したことを証明する書類
- (C) 投資家に犯罪歴がないこと、および破産宣告を受けていないことを証明する書類
- (D) 外国人投資家の資金が、リビアで設立される会社の株式に移されたことを示す、リビアで営業する銀行の証明書

現物株式は、2010 年法律第 23 号第 104 条に基づいて公正に評価されなければならない。

JSC の取締役会長または LLC の社長はリビア国籍者でなければならない点に注意しなければならない。

(iv) 手数料

JSC 設立に必要な手数料は、会社の資本価値の 1~5%である。

例えば：資本価値が 100 万リビア・ディナールの場合、登記手数料は以下のとおりである。

- (A) 税務手数料：5,025 リビア・ディナール
- (B) 営業免許手数料：5,025 リビア・ディナール
- (C) 商業登記手数料：175 リビア・ディナール
- (D) 商工会議所手数料：700 リビア・ディナール
- (E) 公証人手数料：1 万~1 万 5,000 リビア・ディナール

(b) 支店

外国企業は、外国法人の登録支店を通じてリビアで活動することもできる。

支店の開設によって会社は最大限の支配権を与えられ、リビアへの参加意欲を示すと同時に、支配権を捨てることなくリビアでブランド名を構築することができる。ただし、支店は外国企業の単なる登録事務所であり、当該外国企業は、リビアにおける支店のすべての義務に対して全面的に責任を負うという点に注意しなければならない。

LLC が望ましいが、株主とは切り離された法人であるため、株主の責任は（理論上）会社の株式資本の範囲に限定される。

支店開設のもう一つの欠点は、支店登録手続が一般に煩雑で、完了までに数カ月、場合によっては何年もかかることもあるという点である。

(i) 支店が認められる活動

外国企業の支店は、リビア国内で以下の分野の活動を行うことができる。

- (A) 道路、橋梁および空港、ならびに住宅用配ガス網を含む建設（契約価格が 5,000 万リビア・ディナール以上であることが条件）
- (B) 電力（例：発電所、送電網、淡水化プラントの建設・保守）
- (C) 石油関連活動（例：探鉱、地質学的調査および油層調査の実施、油井掘削活動、沖合プラットフォーム建設）

- (D) 通信（例：通信システムおよび通信局の建設・保守）
- (E) 鉱物の探鉱および採鉱
- (F) 工業用安全・警備システムの設置および運用
- (G) 調査およびプランニング（例：都市開発プロジェクトを目的とするもの）
- (H) 環境保護活動
- (I) 制御システムの設置
- (J) IT サービス
- (K) 現地労働者のトレーニングおよびキャパシティビルディング
- (L) 医療サービス（例：医療機器の設置および病院経営）
- (M) 航空および航空輸送に適用される法令によって認められた航空輸送

注意：支店免許は、上記の目的にいずれか一つのみについて与えられる。当該支店が 2 種類以上の事業活動に従事する場合は、これらの活動に関して別途免許を申請しなければならない。

(ii) 免許の有効期間

リビアにおける支店開設免許は 5 年間有効で、期間満了時に更新可能である。

(iii) 支店登録手続

リビアで支店を登録するためには、以下の書類を提出しなければならない。

- (A) 支店開設を承認する会社取締役会の決議書。決議書には以下の事項を記載しなければならない。
  - (1) 支店の活動が、リビアにおいて外国企業が行うことを認められる、公認された活動であること。
  - (2) 支店の開設および運営に投じられる資金が 25 万リビア・ディナール以上であること。
  - (3) 支店長および副支店長の指名にあたっては、少なくともそのいずれかをリビア国籍者とする事。
- (B) 会社の基本定款および通常定款、ならびに最新年度の貸借対照表
- (C) リビアにおいて行う予定の活動に関する、会社の専門知識を示す文書

- (D) 外国企業の最新の商業登記簿抄本またはこれに類する文書
- (E) リビアの監査人が承認した支店の年次貸借対照表および損益計算書の作成に関して、当該外国企業が作成した承諾書。ただし、リビアにおける当該外国企業の財務状態が明確に記載されていることを条件とする。
- (F) リビア国内で営業する銀行が発行する預金証明書。リビアにおける会社の資本（支店開設に必要な金額）の送金が確認できるもの。

注意： 上記(a)項、(b)項および(c)項に示した書類は、外国人パートナーの本社が所在する国の管轄機関、および当該国のリビア大使館またはこれに類する代表事務所の認証を受けなければならない。また、認定法務翻訳者がリビア国内でこれをアラビア語に翻訳しなければならない。

(c) 駐在員事務所

駐在員事務所を選択した場合、外国法人はリビアにおいて限定的なプレゼンスを与えられるが、駐在員事務所が合法的に行える事業活動は、市場調査の実施とリビアにおける将来的活動に必要な情報の入手に限定される。

自己の名で契約を結ぶ資格は駐在員事務所にはない。

(i) 免許の有効期間

駐在員事務所の免許の有効期間は 2 年間である（満了時にさらに 2 年のみ延長できる）。

(ii) 駐在員事務所の登録手続

リビアにおける駐在員事務所の登録申請には、以下の書類を添付しなければならない。

- (A) 当該外国企業がリビアに駐在員事務所を設立することを認める取締役会の決議書。
- (B) リビアで営業する銀行が発行した証明書。外国人パートナーまたは会社が、リビアにおいて駐在員事務所を開設するために必要な資金を送金した旨の記載があるもの。

(iii) 手数料

輸出手続は以下のとおりである。

登録手数料： 2 年間の免許ごとに 2 万リビア・ディナール

その他の手数料： 1 万リビア・ディナール（税、商工会議所の手数料など）

(d) 投資ファンド

投資会社は、2010年法律第23号第379条に基づいて初めて導入され、証券市場に関する2010年法律第11号第2条に基づいて正式に設立された。ただし、2010年法律第11号および2010年法律第23号第395条に基づき、投資ファンド設立に適用される実施規則が承認されることになっている点に注意しなければならない。これらの規則の実施に関する作業を開始するための委員会が最近設立されたが、現時点でその実施規則はまだ発令されていない。

2010年法律第11号に基づく投資ファンドは、ノンバンク金融サービスに関する公共金融・監督委員会（Public Monetary and Supervisory Board for Non-Banking Financial Services）の許可を、事前に取得した後でなければ設立できない。なお、2以上の投資ファンドを設立することは認められている。

外国人投資家は2010年法律第11号第16条に基づく商業手形（Commercial Note）に投資することはできるが、ローンまたは保証の提供などの金融活動における商業手形への投資は禁じられている。また、外国人投資家は、新会社を設立したり、リビア証券取引所の外で株式を購入したりしてはならない。

投資ファンドは、2010年法律第11号第24条に基づき、一定の条件のもとで税を免除される。投資ファンドはすべての主要産業部門で活動を行うことができるが、石油・ガスの探鉱および生産は例外である。

(e) 海外からの資本投資

「投資促進」に関する2010年法律第9号は、海外からリビアへの資本投資を促進するために旧政権がとったもう一つの試みである。この法律は、法律のもとで認可された投資会社の株式を外国人が100%所有することを認めている。

この法律はまた、以下のいずれかの形態を通じてプロジェクト資本の形成に関与する外国法人および現地法人による投資にも適用される。

- (i) 現地通貨および外国の兌換可能な通貨
- (ii) プロジェクトに必要な機械、設備、プラント、施設、スペアパーツおよび原材料
- (iii) 特許、ライセンス、商標および商号などの知的財産権
- (iv) プロジェクトの利益および収入の再投資（同じプロジェクトか別のプロジェクトかを問わない）

外国人が株式の100%を所有する投資会社の最低資本要件は500万里ビア・ディナールである。プロジェクトの50%以上をリビア国籍者が所有する場合、投資会社の最低資本投資額は200万里ビア・ディナールである。<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 1997年法律第5号投資法（2006年改正）

2010 年法律第 9 号は、プロジェクトの機械・設備の税・関税などの全額免除、5 年間の所得税免税など、海外からの資本投資に対してさまざまな優遇措置を定めている。純利益と配当金の本国再送金に対しても一切制限が課されない。

## 3.8 財務および会計について

### 3.8.1 財務

金融部門を監督するのはリビア中央銀行である。リビア中央銀行は、商業銀行の免許付与と監督、クレジットと金利の規制を担当している。また、リビア国内のほとんどの銀行資産の主要株主でもある。2007 年以降、銀行部門の民営化が進んだが、この部門のほとんどはまだ政府の支配下にある。ソフトローンを積極的に拡大してきた国営専門金融機関（SCI）による貸付が、全貸付の約 3 分の 1 を占める。

現在、リビアに公債市場はないが、将来的に状況が変化すると懸念されている。また、リビアには現在、社債市場もデリバティブ市場もない。2010 年法律第 11 号により、投資ファンドに免許を付与し、規制するための資本市場庁（Capital Market Authority）が設立されたが、2012 年法律第 46 号により、この権限は中央銀行に移された。

2012～13 年の「世界競争力レポート」によれば、リビアは「金融市場の発展」で 144 カ国中 140 位であった。「資金調達へのアクセス」は、汚職や非効率な政府の官僚制度に次「ビジネスを行う上で 3 番目に大きな問題要因」と指摘された。

外国為替の流動性は改革の影響を大きく受けたが、正常化に向けて進展したようである。リビア中央銀行は、現在の為替レートを維持する意向を発表した。これによりリビア・ディナールへの信頼が高まった。

### 3.8.2 会計および監査

リビアの全事業体は、2010 年法律第 23 号リビア商法と 2010 年法律第 7 号税法により、財務諸表を監査し、アラビア語の元帳と仕訳帳を保管することを義務付けられている。使用前にこれらの帳簿の各ページに収入印紙を貼り、商業裁判所に登録しなければならない。この帳簿に仕訳記入がある場合、それらの事項は登録されない。すなわち、現在使用中の会計帳簿は登録できない。また帳簿登録前の取引は認められない。

法律上、帳簿は毎日更新することになっているが、実際のところは、ほとんどの会社が毎日の取引の概要を参照してマンスリーベースで帳簿を更新している。これは一般に認められた方法である。

記入はアラビア語のみで行い、各ページに歳入局（Revenue Department）の押印を受けなければならない。必要な場合は左側のページにほかの言語で帳簿を記載してもよい。アラビア語に加えてほかの言語で帳簿を記載する場合は、まず外国語で記入した後、それを翻訳して右側のページにアラビア語で書き移すことが望

ましい。帳簿の左右のページの不一致は、税務局（Tax Department）と論争をしばしば起こす。税務調査官はほとんどの場合、法律で定められた会計帳簿を求める。

帳簿は細心の注意を払って保管しなければならない。保存の規則は厳格である。ページが始まったら行を飛ばしてはならない。またすべての記入項目を相互参照し、複式簿記を維持しなければならない。

#### (a) 監査人と監査の要件

すべての現地企業および外国企業の財務諸表は、資格を持つ監査人による監査を毎年受けなければならない。

#### (b) 会計原則

リビア会社法はすべての会社に対し、取引と所得の詳細情報が記載された適正な会計帳簿の維持を義務付けている。また財務諸表はリビア商法の規定に従って作成されることが義務付けられている。実務上、これは国際的に認められた会計基準に準拠した財務諸表を作成しなければならないことを意味する。

### 3.9 外国法人の閉鎖手続および必要書類

#### 3.9.1 内国法人の場合

裁判所命令や法律の規定に因らず任意で会社を解散する場合には、2010年法律第23号 商法に基づくリビアの法令は、臨時株主総会を開催し、会社の清算に関する決議を下さなければならないと定めている。ある問題に関係して解散が行われる場合、取締役会はその問題が発生した日から30日以内に臨時株主総会を開催しなければならない。

会社の基本定款に記載がない限り、株主総会は過半数の賛成をもって清算人を指名しなければならない。必要な過半数に達しない場合は、株主、取締役会または管理機関（会社の管理委員会）の要求を受けて、裁判所の第1審裁判所の裁判所長が清算人を指名することができる。清算人は、会社のパートナーから選出しても第三者であってもよい。

清算人は、順位に従って債権者に負債を支払う。負債の配分はその比率に従って行う。

清算人は、最終的な貸借対照表の承認後に会社登記の抹消を求めることを行う。未配分の金額は株主に預託する。抹消後に債権が残った債権者は、抹消から5年以内に、最終貸借対照表に反映された数字を超えない金額を株主に請求することができる。会社解散の完了後に、会社の帳簿を商業登記所に提出しなければならない。帳簿は5年間保管される。

### 3.9.2 FZに帰属する（またはこれに類する立場の）法人

現在、フリーゾーンの外国法人について特別な閉鎖の手続は定められていない。

（本報告書作成者Clyde & Co LLPからの注記）

注記1： リビアの法令はすべてアラビア語で発令されており、公式な翻訳は存在しない。よって本稿のアドバイスは、当社独自の翻訳と当社が適時入手した第三者の翻訳をもとに書かれている。当社はこれをリビアの法規と現在の市場慣行に照らして解釈した。

注記2： 本稿の説明は発行日の時点で可能な限り正確を期したが、これらに依拠する前に、法令の特定のポイントや重要なポイントを再度確認することが望ましい。